

平成17年度

参画と協働関連施策の年次報告

平成18年10月

兵 庫 県

目 次

1	はじめに	1
	(1) 条例がめざす「参画と協働」とは	1
	(2) 年次報告の役割	3
	(3) 年次報告の構成	3
2	平成 17 年度の参画と協働施策の実施状況概観	4
	(1) 参画と協働が地域で着実に展開・浸透し始めた平成 17 年度	4
	(2) 平成 17 年度の施策実施のポイント	6
	① 地域づくり活動の支援	6
	② 県行政の推進への参画と協働	10
	(3) 参画と協働のさらなる推進に向けて	12
3	主な参画と協働施策の実施状況	14
	主な参画と協働施策の選択にあたって	14
	地域づくり活動の支援に関する施策（15 施策）一覧	14
	県行政への参画と協働を推進する施策（13 施策）一覧	16
	〈参考：参画と協働による活動の事例	18〉

1 はじめに

(1) 条例がめざす「参画と協働」とは

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」を制定し、平成15年4月から施行しています。

- 成熟時代における社会システムは、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、ともに「新しい公」を担っていく参画協働型へと移行していくことが重要とされています。このため、県民だれもが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められています。
- このような考え方のもと、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合って、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組む「**参画と協働**」の大切さを共有していくことが不可欠です。
- 条例では、「参画と協働」には、**2つの場面があることを明らかにしています。**
 - ①「**県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）**」
 - ②「**県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）**」これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしています。
- 条例では、この2つの場面に対応して、「地域づくり活動支援指針（以下「支援指針」という。）」と「県行政参画・協働推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、施策の基本的な考え方や展開方向を明らかにすることにしています。

県民と県民のパートナーシップ —地域社会の共同利益の実現への参画と協働—

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を越えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

（県民が県外で行う活動、県外の人が県内で行う活動も含まれます。）



県民と県行政のパートナーシップ —県行政の推進への参画と協働—

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進に取り組むことを指します。



（一体的に策定）

地域づくり活動支援指針

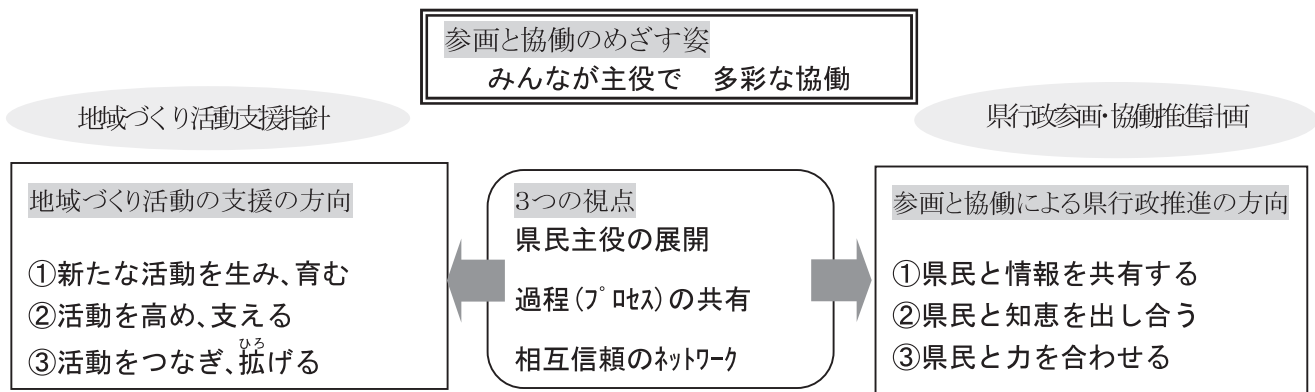
県民の皆さんのパートナーシップによる主体的な地域づくり活動を応援するための支援の考え方や展開方向を定めるもの

県行政参画・協働推進計画

県民の皆さんと県行政のパートナーシップによる参画と協働による県行政を推進するための考え方や展開方向を定めるもの

【参考】

「支援指針・推進計画」のポイント



【県民とは・・・】

- この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとり（外国人県民も含みます）、自治会、婦人会、子ども会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO^{*}/NGO^{*}、その他の民間団体、企業等の事業者のことで
- 兵庫県に住んでいる人（団体）だけではなく、兵庫県で働いている人（団体）、兵庫県の取り組みに関心を持ち、何らかのかかわりを持っている人（団体）も含めて、広くとらえています。
- さらに、地域づくり活動を進めるうえで大学をはじめとした学術研究機関も重要な存在だといえます。地域団体や事業者と連携しながら、高度な専門性を生かしてさまざまな地域づくりの場面に^かかわっていくことが期待されています。

^{*}NPO：non-profit organizations の略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。

^{*}NGO：non-governmental organizations の略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。営利を目的とせず、開発問題、環境問題、平和問題などの諸問題に国際的に活動する民間団体をさす場合が多い。

【新しい公とは・・・】

- 豊かな成熟社会の実現をめざして、私的領域と公的領域の間にある公共的領域を広く「公」ととらえ、「公」を担うのは行政(官)という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための領域を、自立した個人が主体的に担うという概念のことで

【美しい兵庫とは・・・】

『21世紀兵庫長期ビジョン^{*}』では、兵庫がめざす将来像として、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、兵庫にかかわるすべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える「美しい兵庫」を築くこととしています。

^{*}21世紀兵庫長期ビジョン：成熟社会を迎える中、県民主役・地域主導を基本として、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像についてとりまとめたもの。めざすべき兵庫像を「美しい兵庫」とし、その実現の基本姿勢として「参画と協働」を位置づけている。地域ごとにとりまとめられた「地域ビジョン」と、各地域の将来像を共有してその実現を支援する「全県ビジョン」で構成されている。

(2) 年次報告の役割

条例第 11 条で、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を、県民に知っていただくため、「年次報告」を作成することとしています。この年次報告は、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにすることにより、さまざまな活動主体が考え方を共有しながら、さらなる参画と協働を推進するために活用していただけることを期待するものです。

平成 17 年度の年次報告は、条例施行後、3 回目となるものです。

(年次報告)

第 11 条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の年次報告について準用する。(県民生活審議会の意見を聴き、公表する旨を規定した条項)

(3) 年次報告の構成

「1」で、条例がめざす「参画と協働」についての考え方や、この「年次報告」の役割を明らかにしました。

「2」で、平成 17 年度に取り組んだ参画と協働関連施策の実施状況について、2 つの場面でのポイントを含め概観的に明らかにしました。その上で、参画と協働の取り組みのさらなる推進方向について明らかにしました。

なお、参考として、参画と協働による活動を具体的にイメージしていただくため、平成 17 年度に取り組みがはじまった事例や話題となった事例などについて、その一例を紹介しました。

「3 (資料編-1)」で、28 の主な参画と協働の施策をとりあげて実施状況や今後の課題と推進方向を詳しく記述しました。

「資料編-2」で、456 すべての施策・事業について、実施状況や推進方向について、一覧表で整理しました。

構 成	主 な 内 容
1 はじめに	(1) 条例がめざす「参画と協働」とは (2) 「年次報告」の役割 (3) 「年次報告」の構成
2 平成 17 年度の参画と協働 施策の実施状況概観	(1) 参画と協働が地域で着実に展開・浸透し始めた平成 17 年度 (2) 平成 17 年度の施策実施のポイント ① 地域づくり活動の支援 ② 県行政の推進への参画と協働 (3) 参画と協働のさらなる推進に向けて
3 主な参画と協働施策の実 施状況	主な参画と協働施策(28 施策)の選択にあたって (施策一覧)
資料編-1 主な参画と協働施策の実 施状況	(1) 地域づくり活動の支援に関する施策(15 施策) (2) 県行政への参画と協働を推進する施策(13 施策)
資料編-2 参画と協働関連施策の実 施状況	・「支援指針」「推進計画」の体系に基づき、456 のすべての施 策・事業の整理

2 平成 17 年度の参画と協働施策の実施状況概観

(1) 参画と協働が地域で着実に展開・浸透し始めた平成 17 年度

《支援指針・推進計画に基づく施策の実施》

条例施行後 3 年目となる平成 17 年度は、「支援指針・推進計画」に基づき、これまでの蓄積の上に、参画と協働を地域で展開・浸透させるための様々な施策・事業に取り組みました。

《具体的な施策・事業の展開》

具体的には、「参画と協働関連施策の展開方針（以下「展開方針」という。）」をとりまとめ、新規 122 施策を含め、456 にも及ぶ施策・事業の実施に取り組みました。（「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照）

特に、地域社会の「元気と安心」を確かなものにするため、全県共通の地域課題——地域ぐるみの子育て、防犯活動、活動拠点の確保——について、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応した支援を行うため、モデル的な取り組みも含めた「地域協働事業」をはじめ、地域の実情に応じた様々な地域づくり活動の支援施策を実施しました。

また、県民ニーズを的確に把握する施策はもちろん、指定管理者制度の運用開始、県民等とのパートナーシップによる河川等の維持管理など、県民と力をあわせた公民協働による効果的な施策実施にも取り組みました。

これら以外の施策・事業についても、参画と協働の観点から、広報のあり方や市町、多様な主体との連携の強化など、その進め方の工夫に努めました。こうしたことと合わせて、参画と協働の施策を担う職員の意識改革を促しました。

《条例に基づく施策の効果の検証》

これらの施策・事業の展開と並行して、条例附則の規定に基づき、参画と協働の推進に関する施策の効果を検証しました。

具体的には、県民の参画と協働を得ながら、県民意識・実態調査や、「支援指針・推進計画」の進捗状況しんちよくなどの分析に取り組み、今後の課題と、必要な対応方向を明らかにしました。

条例附則

(検証)

- 2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

《支援指針・推進計画の補強・改定》

さらに、この検証結果を踏まえて、平成 18 年度～平成 22 年度までを期間とし、参画と協働のさらなる推進に向けての羅針盤となる「支援指針・推進計画」について、県民の参画と協働を得ながら補強・改定を行いました。

【条例制定から施策の検証、支援指針・推進計画の補強・改定までの経緯】

年度	条例制定から検証までの流れ	主な施策・事業
14	■条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごボランティアプラザ開設 ・3つのひろば事業の展開 ・パブリック・コメント手続要綱の制定等
15	<ul style="list-style-type: none"> ■条例の施行 ■支援指針・推進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動登録制度の創設 ・附属機関等の委員の公募指針の制定 ・地域団体パワーアップ事業の実施 等
16	<ul style="list-style-type: none"> ■⑮年度年次報告 ■地域づくり活動の事例集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働事業（地域子育てネットワーク事業、地域ぐるみ安全対策事業、県民交流広場事業モデル事業）の実施 ・地域づくり活動サポーターの設置 ・県職員NPOトライやる事業 等
17	<ul style="list-style-type: none"> ■⑯年度年次報告 ■条例に基づく参画と協働関連施策の効果の検証 ■支援指針・推進計画の補強・改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全まちづくり条例の制定 ・全県ビジョン推進方策の改定 ・地域ビジョン推進プログラムの改定 ・ボランティア活動支援ナビの運用開始 等



(2) 平成 17 年度の施策実施のポイント

① 地域づくり活動の支援

実施状況 (「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照)

県民の主体的な取り組みである地域づくり活動を支援するため、利用者の視点に立った活動情報や学習機会の提供、活動を支える人材、場所、資金の確保をはじめ、地域特性を生かした活動の支援など、合計 245 施策を展開してきました。

展開方針の体系		施策数	
			新規
地域づくり活動の支援に関する施策		245	78
① 新たな活動を生み、 育む	<input type="checkbox"/> 多様な情報の提供	21	5
	<input type="checkbox"/> 実践活動につながる学習機会の充実	51	13
	<input type="checkbox"/> 多様な世代の参画・協働の促進	13	6
② 活動を高め、 支える	<input type="checkbox"/> 地域に根ざした人材づくりの支援	24	7
	<input type="checkbox"/> 県民の主体的な活動拠点の充実	13	7
	<input type="checkbox"/> 活動に必要な財政的基盤の充実の支援	6	1
③ 活動をつなぎ、 ひろげる	<input type="checkbox"/> 情報のネットワーク化の支援	6	3
	<input type="checkbox"/> 地域固有の取り組みの支援	98	33
	<input type="checkbox"/> 中間支援組織の支援	6	2
	<input type="checkbox"/> 総合的な支援拠点機能の充実	5	0
	<input type="checkbox"/> 評価のしくみづくり	2	1

《主な新規施策》

- ・ひょうごボランティア活動支援ナビの運営 (県民政策部)
- ・「快適空間」創造まちづくり活動支援事業 (県土整備部)
- ・北播磨交流の祭典～きらっと北播磨交流大舞台 2005～の開催 (北播磨県民局)



【多様な主体のネットワーク化による総合的な支援機能の強化】

ひょうごボランティアプラザが中心となり、地域団体、ボランティア・グループ・団体、NPO/NGO、事業者、市町など、多様な主体との連携強化を図りながら、全県及び各地域(県民局)における地域づくり活動への総合的な支援機能の拡充に取り組みました。

(例えば)

- 県民ボランティア活動を総合的に支援する全県的なネットワーク拠点である「ひょうごボランティアプラザ」が、各地域でのボランティア活動のさらなる活性化を図るため、市町単位での支援拠点である「市区町社会福祉協議会ボランティアセンター」との定期的な連絡会議の開催、コーディネーター研修をはじめ、情報共有やネットワークの強化に努めました。
- ひょうごボランティアプラザが中心となり、分野別・地域別の支援機関のネットワークの形成をめざす「ひょうごボランティア活動支援ネット」の構築を通じて、支援体制の強化に取り組みました。具体的には、環境・まちづくり・青少年などの分野別の支援機関が一堂に会し、情報交換・共有を図り、活動支援機能を高める分野別の支援機関のネットワークとともに、プラザが各地域(県民局)に出向き、地域づくり活動のキーパーソンのネットワークの形成にあわせて、中間支援 NPO を含む支援機関のネットワークを形成しました。
- ひょうごボランティアプラザが中心となり、「災害時におけるボランティア活動支援方策検討会議」を設置し、災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体等の役割・機能を明確にし、相互ネットワークの充実強化に努めました。

【地域づくり活動の総合的な情報提供機能の強化】

各地で多彩に展開されている事例や、行政はもちろん、企業、中間支援 NPO などが実施している支援情報などについて、県民が使いやすい形で提供するよう努めました。

(例えば)

- 地域づくり活動の PR とネットワークづくりをめざす「地域づくり活動登録制度」への登録(登録数 3,126 件)を促進し、さらに利用効果の高いシステムとするため、ひょうごボランティアプラザの HP トップページからワンクリックで登録画面へのアクセスを可能にするとともに、更新時の手続が容易にできるようなシステムを改善しました。また、2 件目以降の活動登録についての様式を簡素化しました。さらに、携帯電話からの検索を可能とするなど、より利用しやすいシステムとなるよう改善を加えました。
- 同制度の機能を拡充する形で、行政、企業、中間支援 NPO などが実施している地域づくり活動支援に関する各種情報を、支援区分ごとに整理し、地域別・分野別の支援情報をパッケージ化(検索機能)し、情報提供する「ひょうごボランティア活動支援ナビ」を構築し、運用を開始(支援情報 272 件、募集情報 126 件)しました。

【施策の効果を確かめながらの支援施策の検討・実施】

多様な県民や団体、市町などの利用者や関係者との協議を重ねるとともに、事業実施の中に検証、見直し過程を組み込み、ノウハウの蓄積に努めながら、より効果的な施策が展開できるよう、実施方法を工夫しました。

さらに、地域づくり活動の支援にあたっては、県民から活動の提案を募集するなど、県民の主体性を尊重することを基本とし、支援先の決定にあたっては、公開の場での提案発表を行うなど、開かれた取り組みに努めました。

(例えば)

- 県民の主体的な提案のもと、身近な活動の場の整備や地域づくり活動のきっかけや基盤づくりを支援し、コミュニティの再生・構築をめざす「**県民交流広場事業(仮称)の推進**」では、平成16年度モデル事業(11地区)の検証を踏まえ、整備タイプ選択方式から地域提案を尊重し多様な整備への対応を可能とするなどフレームを見直し、25地区で引き続きモデル事業を実施しました。さらに、現地調査や地域への聞き取り調査など総合的な事業検証を行い、各地域の実情にあった本格実施のあり方を検討しました。
- 地域団体の主体的な提案を募集し、支援先を決定する「**地域づくり活動応援(パワーアップ)事業**」では、助成件数466件のうち、広域自治体である県としての役割を考慮して、市町を越える地域団体の連合組織や、市町を越える取り組みを対象に、平成16年度に設けた「**広域活動枠(41件)**」を効果的に活用するため、地域づくり活動サポーターによる相談・指導などを行いました。

【県民の主体性が生かせる、地域特性に応じた柔軟な施策実施】

地域づくり活動は、県民の主体的な取り組みであり、地域での展開が基本となるため、地域団体、ボランティア・グループ・団体、NPO/NGO、事業者、市町など、多様な主体の出会いの場やネットワークづくりに力点を置いた取り組みに努めました。特に、これまで以上に、地域社会との連携を強化するため、全県一律の基準ではなく、県民局が中心になり、それぞれの特性に応じて、施策実施方法に幅を持たせるなど、柔軟かつ機動的にさまざまな活動支援を展開しました。

(例えば)

- 地域住民や団体がネットワークを組み、子育て家庭を応援する活動を展開する「**子育て応援ネット**」では、兵庫県地域女性団体ネットワーク会議を中心に、各地域で女性団体や青少年団体などの地域団体などによるネットワークの立ち上げ(40市町、730小学校区)、ネットワーク交流大会の開催、子育て家庭応援推進員の委嘱(1,439人)など、関係機関が連携し、地域できめ細かな事業展開ができるような体制を構築しました。
- 県民の主体的な活動による、美しく快適なまちづくりの推進をめざす「**『快適空間』創造まちづくり活動支援事業**」では、協議会設立支援(6団体)、活動支援(6団体)などに取り組みました。また、市町・県が行う景観施策の普及・啓発、県民などが行う活動への助言などを行う景観形成等推進員を募集(24人登録)しました。
- 学校、家庭、地域社会の連携のもと実施する「**県民すべてがかかわる兵庫の教育推進事業**」では、普段の学校の教育活動を保護者や地域住民に公開する「**オープンスクール**」を、全公立小・中学校(806・349)で実施するとともに、県民の関心と理解を高めるため、「**兵庫県の教育推進月間**」推進フォーラムを開催しました。

- 県民の主体的な取り組みを支援する「県民行動プログラムに基づく活動の促進」では、各地域において、第3期地域ビジョン委員（平成17年4月～平成19年3月）のもと、地域ビジョン委員会を設置し、地域ビジョンの実現に向けた活動を支援するとともに、「県民行動プログラム」等からなる第2期地域ビジョン推進プログラムの策定に取り組みました。
- 各県民局において、「灘（六甲山～東部新都心）文化軸活性化の支援」「地域環境力の向上による廃棄物不適正処理未然防止対策の推進」「『いなみ野ため池ミュージアム創設』プロジェクトの推進」「北播磨交流の祭典～きらっと北播磨交流大舞台2005～の開催」「『播但線』列車通学生徒のマナーアップ運動事業」「コウノトリと共生する地域づくりの推進」「あわじ菜の花エコプロジェクト推進事業」など、地域特性に応じた、多彩な地域づくり活動の支援に取り組みました。



②県行政の推進への参画と協働

実施状況（「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照）

県民の積極的な参画と協働による県行政を推進するため、すべての基本となる、県民との情報共有に積極的に取り組むとともに、県民から意見・提案を受け、県政に反映させるしくみの運用や、県民と力をあわせて取り組む多様な協働事業など、合計 211 施策を展開してきました。

展開方針の体系		施策数	
			新規
県行政への参画と協働を推進する施策		211	44
①県民と情報を共有する	<input type="checkbox"/> 選択できる情報の提供	21	5
	<input type="checkbox"/> 評価・検証への県民参画の推進	12	3
②県民と知恵を出し合う	<input type="checkbox"/> 県民提案の機会の充実	19	5
	<input type="checkbox"/> 審議会等への参画機会の拡充	10	2
③県民と力を合わせる	<input type="checkbox"/> 協働で実施する事業の拡充	125	27
	<input type="checkbox"/> 多様な委託のしくみづくり	1	0
	<input type="checkbox"/> 推進員らの職務の円滑化	9	1
④総合的な推進	<input type="checkbox"/> 参画と協働の総合的な推進	9	1
	<input type="checkbox"/> 職員意識の醸成	5	0

《主な新規施策》

- ・（のじぎく兵庫国体）開・閉会式ボランティアの募集・研修の実施（企画管理部）
- ・ユニバーサル社会づくりの推進（健康生活部）
- ・第29回全国育樹祭の開催（農林水産部）
- ・歴史とふれあうまち～丹波の再生～（丹波県民局）

主なポイント（例示した施策の詳細は、「資料編-1 主な参画と協働施策の実施状況」参照）

【分かりやすい情報提供と県民とともに考えるしくみの効果的な運用】

県民本位のきめ細かな情報の提供・発信とともに、県民の主体的な意見・提言を県政の企画・立案、実施などに生かすため、県民が親しみやすい、また県民が意見・提言を出しやすいようしくみの効果的な運用について工夫しました。

（例えば）

- 「食品品質表示の啓発及び指導」では、JAS 法表示指導員(10名)を設置し、消費者や事業者への指導・助言、監視・指導を行う体制を整備し、講習会(45回、1,852名参加)を開催するなど身近な制度となるような工夫を行いました。
- 県の計画案を公表し、提出された意見を参考にするとともに、意見への対応状況を明らかにすることにより説明責任を果たす「**県民意見提出手続**」の実施(55案件)にあたっては、多様なメディアの活用、特に市町や関係団体への働きかけなどの広報の工夫や、分かりやすい資料作成、県民フォーラムなどの併用など多くの県民から意見を提出していただくために、制度の運用を工夫しました。
- 「**附属機関等の委員の公募に関する指針**」の運用により、附属機関等の改選時に、委員の公募(41機関導入)を推進し、生活者の視点に立った審議を行うとともに、会議、資料、議事録などの公開に努めてきました。

【県民と協働した地域課題の解決に向けた取り組みの推進】

県民、多様な団体、市町がそれぞれの地域特性を生かして連携し、地域防犯やユニバーサル社会づくりなど、地域課題の解決に向けた協働事業に積極的に取り組みました。

(例えば)

- 地域住民を中心とする自主的な防犯活動の活性化を図り、地域における犯罪発生の防止をめざす「**地域ぐるみ安全対策事業**」では、活動が継続されるようリーダーの養成や、専門家によるサポート体制を整え、1,467(5,552自治会)のまちづくり防犯グループが結成されました。また、市町担当課長会議の開催、補助申請の一次受付を市町で担当していただくなど、市町と県の連携に努めました。さらに、これらの取り組みの上に、地域安全まちづくりを県として総合的に支援する根拠となる、「**地域安全まちづくり条例**」を制定しました。
- 県民だれもが安心して暮らし、元気に活動できる「**ユニバーサル社会づくりの推進**」では、推進会議(64団体で構成)の設置、リーダー養成講座、出前講座(109回)、実践活動セミナー(10回)など、多様な主体がそれぞれの立場で参画・協働できるよう様々な取り組みを実施しました。

【県民に支えられた施設の管理・運営やイベントの開催】

河川や道路、公園など、公共施設の設置・運営、維持管理にあたって、県民の知恵や力が発揮できるような実施方法の工夫に努めました。また、県民からの募金やボランティア募集などにより、広く県民に支えられた施設の運営やイベントの開催方法の工夫に取り組みました。

(例えば)

- 県が管理する道路・河川などの一定区間と活動団体等が「**養子縁組**」する「**県民等とのパートナーシップによる維持管理(ひょうごアドプト)**」では、106団体(13,496人)が県、市町と合意書を締結し、58カ所で清掃美化や草花の植栽などの活動を実施しました。県民とともに維持管理を視野に入れて道路や河川などの整備に取り組んでいることから、活動団体が年々増えています。
- 平成18年度に開催される「**のじぎく兵庫国体**」「**のじぎく大会**」では、推進委員会を結成し、さまざまな機会を捉えて募金を募りました(平成16年度の2.5倍の268,069千円)。さらに「**県民一人ひとりが創る国体**」をめざして、開・閉会式のボランティアの募集(1,942名)・研修を実施しました。また、「**第29回全国育樹祭の開催**」でも、多彩なボランティアとの協働に努め、これらの成果を県民総参加の森づくり活動へとつなげることをしています。
- 「**自然活用型野外CSR事業の推進**」では、4つの公園でボランティア(登録462人)による里山体験プログラムの企画・運営(393プログラム)のほか、倉庫付属作業小屋や野鳥観察デッキなどの施設整備も行われました。
- 「**『尼崎21世紀の森』の推進**」「**西播磨『水と緑の郷づくり』構想の推進**」「**歴史とふれあうまち～丹波の再生～**」など、県民の参画と協働を得ながら、各県民局において地域課題の解決に向けた取り組みを実施しました。

(3) 参画と協働のさらなる推進に向けて

《県民と県民のパートナーシップ～地域づくり活動の支援》

地域づくり活動支援では、地域社会で「参画と協働」による取り組みを本格的に展開していただくため、地域協働事業をはじめとした地域づくり活動の裾野の広がりや、地域団体とNPO等の多様な主体間のネットワーク形成を積極的に支援してきました。

この結果、地域を舞台にした県民の主体的な地域づくり活動が、県内各地で多彩に展開されるなど、参画と協働という新しい考え方は、成熟時代の地域づくりの手法として、徐々にではありますが、確実に県民に浸透しつつあるといえます。

「美しい兵庫指標[※]」をみても、「社会のために活動したい人の割合(14年度37.2%→17年度39.3%)」は増加傾向にあるなど、「参画と協働」「新しい公」に対する県民の意識は高まってきています。

今後は、分かりやすい情報提供を基本に、地域社会の共同利益の実現という視点から、県民の主体性や活動の継続性に配慮しながら、県民がニーズに応じて選択できる柔軟な支援、活動のリーダー・仲間の確保などに取り組むことが必要です。

※美しい兵庫指標:「21世紀兵庫長期ビジョン」が描く社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」、県が自ら提供するサービスについて県民の立場に立ち、その成果等を測定・分析し、客観的な判断を行うとともに、その結果を政策の企画立案に的確に反映していく「政策評価」、それら共通のデータベースとなる「指標の森」から構成されているもの。

《県民と県行政のパートナーシップ～県行政の推進》

県行政の推進への参画と協働では、県行政のさまざまな局面で、参画と協働の多様なチャンネルを活用しながら、県民の視点に立った施策に取り組む中で、職員意識の醸成に努めました。

今後は、県民の視点に立った情報提供を基本に、公民協働による施策の実施をはじめ、市町との役割分担と連携強化、庁内自治や現場主義の徹底を通じた職員意識の改革、知見やノウハウの蓄積と共有などによる県民の視点に立った行政能力の向上、さらには推進体制の強化が急がれます。

【参考：施策の効果の検証で明らかになった課題】

「参画と協働関連施策の3カ年の報告」より

- ①情報のパッケージ化や県民とのコミュニケーションを促進する広報の推進など、**県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有**
- ②地域に潜在する人材の発掘など**担い手づくり**と、ニーズに応じたきめ細かな支援等を通じた継続的な活動に向けた**担い手の能力アップの支援**
- ③多様な主体の出会いと連携の場づくりや中間支援組織への支援などを通じた**地域づくり活動のネットワーク化の充実**
- ④県民が主体性を高める施策の実施や**公民協働による効率的な施策の実施**
- ⑤広域的・専門的課題に対する先導的施策の立案や、全県一律の基準ではなく、地域特性を踏まえた柔軟な施策実施を基本に、市町と情報共有・意見交換などを通じた**市町と県との役割分担、連携強化**
- ⑥「地域協働」の考え方のもと、地域社会のみんなが、協働が実感できるような、**県民に目に見える分かりやすい形での展開**
- ⑦現場主義の徹底、ノウハウの共有により、成熟時代に求められる行政能力の一つである参画と協働に関する**県職員の意識改革**
- ⑧県民局の現地解決型機能の一層の拡充、県民政策部が中心となった連絡・調整体制の強化など**推進体制の整備**

《検証結果を踏まえて補強・改定した支援指針・推進計画に基づくさらなる推進》

平成17年度の施策・事業の実施状況や、条例に基づく施策の効果の検証を行った結果、P12のような成果と課題が明らかになりました。

これらを踏まえ、条例に基づき、参画と協働施策展開の基本的な考え方をまとめた「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」を、平成17年度末に補強・改定し、今後5年間の推進方向をとりまとめたところです。

施策の効果の検証と「支援指針・推進計画」の改定を経て、参画と協働の第2段階を迎えるにあたっては、まず、地域社会の共同利益の実現と、県行政の推進という2つの場面での参画と協働の理念や、基本的な推進方向を明らかにした「参画・協働条例」のさらなる普及・浸透に努めることが重要です。

さらに、「支援指針・推進計画」に基づき、地域社会の「元気と安心」を確かなものにするため、県民の知恵や力が生かせるよう、県行政への参画と協働はもとより、市町との連携強化を図りながら、地域コミュニティの活性化をめざす多彩な施策・事業をはじめ、地域団体、ボランティア・グループ、NPOなど、多様な県民との参画・協働による地域づくり活動の浸透・定着をめざしていくことが必要です。

「参画と協働」は、阪神・淡路大震災後に提唱された新しい考え方であり、その進め方はテーマや課題、分野などに応じて多種・多様であり、また日々変化しています。今後とも、「年次報告」の作成などを通じて、県民への迅速な情報提供や職員意識の改革を促しながら、毎年、参画と協働関連施策の迅速なフォローアップに努め、「美しい兵庫」の実現をめざしていきます。

(改定版) 支援指針・推進計画の主な内容

1 兵庫が描く参画と協働 ～みんなが主役で 多彩な協働～

- 「新しい公」を担う創造的市民として、誰もが生きがいをもって暮らせる地域社会を実現します。
- 県民とのパートナーシップに基づく新しい行政手法とそのしくみを一層確かなものにします。
- 県民一人ひとり、団体、事業者、行政などが、役割を分担し相互のパートナーシップを確立します。

2 大切にしたい3つの視点 ～わかりやすさが基本～

① 県民主役の展開	県民一人ひとりが地域社会の主役として、自律的な取り組みが展開されるよう、多様な参画と協働のしくみづくりに取り組みます。
② 過程（プロセス）の共有	多様な主体が議論し、試行錯誤を繰り返しながらより良いものにしていくという、双方向性のある、過程を重視した取り組みを進めます。
③ 相互信頼のネットワーク	多様な主体が、違いを認め合い、支え合い、触発し合うなかで、パートナーシップを確立し、信頼しあえるネットワークを形成します。

3 展開方向

指針（県民と県民のパートナーシップ）

- ① 新たな活動を生み、育む
 - ・多様な情報を使いやすく提供
 - ・地域に潜在する人材の参画と協働の促進
 - ・実践活動につながる学習機会の充実
- ② 活動を高め、支える
 - ・継続的な活動につながる支援
 - ・身近な活動の場づくりへの支援
 - ・自立的な財政的基盤の充実支援
- ③ 活動をつなぎ、^{ひろ}拡げる
 - ・人や活動のネットワーク化
 - ・中間支援機能を持つ組織・団体への支援

計画（県民と県行政のパートナーシップ）

- ① 県民と情報を共有する
 - ・県民が主体的に選択できる情報の迅速な提供
 - ・県行政の評価・検証への県民参画の促進
- ② 県民と知恵を出し合う
 - ・県民の提案を具体化するしくみの検討
 - ・審議会などへの県民の参画機会の拡充
- ③ 県民と力を合わせる
 - ・県民の主体性を生かした多様な協働の展開
 - ・公民協働の取り組みの拡充
 - ・推進員など多様な主体の連携を支援

3. 主な参画と協働施策の実施状況

主な参画と協働施策の選択にあたって

参画と協働の考え方や状況について、広く県民にご理解いただくため、地域づくり活動への支援、県行政への参画と協働の推進に関する主な施策・事業をとりあげ、参画と協働の方法や、参画と協働の実施状況、参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向を明らかにしました。

○選択の考え方

「平成17年度参画と協働関連施策の展開方針」の中から、各部及び各県民局それぞれ一つ（一部複数施策）、次の視点で、主な施策を選択しました。

【選択の視点】

- ・ 全庁的に取り組む、参画と協働の基盤となる施策・事業
- ・ 多様な手法（チャンネル）を組み合わせて展開する施策・事業
- ・ 各地域の特性のある取り組みや、県民が多彩に参画・協働して実施している施策・事業

○ 選択した事業の一覧

◇地域づくり活動の支援に関する施策（15 施策）

事業名(担当部)	事業概要(詳細は資料編を参照してください。)	資料編 ページ
新たな活動を生み、育む		
地域づくり活動登録制度の運用 (県民政策部)	県民の自主的・自律的な地域づくり活動の活性化を応援するため、団体等が取り組む活動の概要(活動内容、活動地域など)を登録し、情報発信する地域づくり活動登録制度をひょうごボランタリープラザで運用しています。	1
県民すべてがかかわる兵庫の教育推進事業の実施～オープンスクールの本格展開～(教育委員会)	地域社会の連携による教育活動を支援し、子どもたちの教育への県民の関心を一層深めるために、11月を「兵庫の教育推進月間」に設定し、全公立小・中学校でオープンスクールを実施するなど、県民すべてがかかわる教育を推進しています。	4
活動を高め、支える		
県民交流広場事業(仮称)モデル事業の推進 (県民政策部)	県民一人ひとりが、身近な地域を舞台に、多彩な分野で、実践活動・交流等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動に要する経費の助成を行うとともに、広場の立ち上げやネットワーク化等を通じて、参画と協働によるコミュニティづくりを支援しています。	7
「快適空間」創造まちづくり活動支援事業(新) (県土整備部)	地域特性を生かした、美しく快適なまちづくりを推進するため、県民のまちづくり活動等への支援策を実施することにより、緑豊かなまちなみ景観の形成など、「快適空間」の創造を推進しています。	11
活動をつなぎ、^{ひろ}拡げる		
地域づくり活動応援(パワーアップ)事業 (県民政策部)	自治会等の地域団体が提案する、地域をよりよくする様々な取り組みの企画に対して、県民局単位で助成します。事業の実施にあたっては、地域の主体的な取り組みを推進するため、県民局がこころ豊かな美しい地域推進会議に補助し、同会議が募集、助成決定、交流・報告会の開催等を行っています。	14

子育て応援ネット (健康生活部)	子育て家庭を応援する環境をつくるため、地域でネットワークを組み、声かけ、見守りや相談等を行う「子育て家庭応援運動」を展開し、その中で、虐待等のSOSをキャッチし、関係機関に連絡する等の活動を推進しています。	19
灘(六甲山～東部新都心)文化軸活性化の支援 (神戸県民局)	豊かな地域資源を生かした、住民主導の取り組みが始まっている灘区西部の南北軸地域において、地域団体やNPO、商店会等と行政が連携し、地域の灘文化軸活性化の取り組みの支援を行っています。	22
地域環境力の向上による廃棄物不適正処理未然防止対策の推進 (阪神北県民局)	地域として「地域環境力」を高め、住民、企業、NPO等様々な主体が廃棄物不適正処理未然防止の活動にかかわることをめざし、住民との連携の拡大を図るとともに、廃棄物処理業者の参画を促進しています。	24
「いなみ野ため池ミュージアム創設」以外の推進 (東播磨県民局)	東播磨のため池などの水辺空間を守り、それを活用した魅力あふれる地域づくりをめざす『いなみ野ため池ミュージアム』を実現するため、多様な主体の参画と協働によるプロジェクトを展開しています。	27
北播磨交流の祭典～きらっと北播磨交流大舞台 2005～の開催(新) (北播磨県民局)	北播磨地域の特性・資源・魅力を発信し、新たな交流創出と地域振興を図るため、地域住民、関係団体、市町による実行委員会を設置し、県民の参画と協働のもと「北播磨交流の祭典」を開催しました。	32
「播但線」列車通学生徒のマナーアップ運動事業 (中播磨県民局)	生徒の乗車マナーの向上を目的に西播磨列車通学生徒指導連絡協議会にマナーアップ指導員を配置し、青少年補導委員をはじめ関係機関・団体の協力を得て、登校日のすべてで乗車指導を行っています。	35
コウノトリと共生する地域づくりの推進 (但馬県民局)	「コウノトリ野生復帰推進計画」に基づき、推進連絡会議、ファンクラブ等を設置し、環境創造型農業の推進、河川の自然再生、里山林整備等や普及啓発を推進し、平成17年には自然放鳥がスタートしました。	37
あわじ菜の花エコプロジェクト推進事業 (淡路県民局)	各種団体、市町等による推進会議のもと、菜の花栽培、菜種油精製、廃食用油回収によるバイオ・ディーゼル燃料等の再生利用などにより、「資源循環型淡路島づくり」をめざしています。	40
ひょうごボランティアラザの運営 (県民政策部)	県民ボランティア活動を支援・促進する全県的なネットワーク拠点として、①交流・ネットワーク②情報の提供・相談③人材養成④活動資金支援⑤調査研究などに取り組んでいます。	45
ひょうごボランティア基金、阪神・淡路大震災復興基金による助成	ひょうごボランティア基金を活用し、草の根の活動から中間支援活動まで、多様な活動内容に対応したきめ細かなメニューにより、NPOやボランティアグループへの助成を行っています。	49
NPO 大学事業の実施	ボランティア活動を行う団体の運営基盤の確立を支援するため、組織運営、人材活用、資金調達などに関する知識や技術等を習得する講座を、NPO・行政等の運営委員会方式により実施しています。	52
NPO と行政の協働会議の開催	NPOと行政が協働して、福祉、子育て、環境、まちづくり等のさまざまな地域課題に取り組めるよう、対等の立場で定期的に協議・情報交換を行う、先駆的なしくみとして実施・運営しています。	54
ひょうごボランティア活動メッセ	活動団体間の交流、活動団体と企業等の資金提供者とのマッチング等の促進などを図るため、県内のボランティア活動団体が一堂に会するイベントをNPO等との実行委員会方式により開催しました。	56

県民行動プログラムに基づく活動の促進 (各県民局)	地域ビジョン委員(会)を中心に、「地域ビジョン推進プログラム(第2期)」の展開を図るため、県民の主体的な取り組み指針となる「県民行動プログラム」と行政が取り組む「行政推進プログラム」に加え、県民と行政が協働して取り組む「シンボルプロジェクト」を平成18年度から推進します。	58	
【県民行動プログラムの具体例】	六甲山の楽しみ発見ウォーキングの実施 等	神戸県民局	62
	芸術文化施設の市民による活用を進め、芸術文化活動のネットワークを広げよう 等	阪神南県民局	64
	多世代交流でふれあえるまちづくりを進める等	阪神北県民局	66
	水辺に学ぶプロジェクト 等	東播磨県民局	68
	心肺蘇生法を普及させ「命の教育」を推進していこう 等	北播磨県民局	70
	歴史街道「銀の馬車道」でつなぐ人と文化 等	中播磨県民局	72
	出る杭大会の開催・出る杭大賞の選定 等	西播磨県民局	74
	次世代会議ー但馬の星づくりー 等	但馬県民局	76
	たんば田舎暮らし支援プロジェクト～ようこそ「たんば」へ 田舎暮らしのススメ～ 等	丹波県民局	78
	淡路菜の花エコプロジェクト 等	淡路県民局	80

◇県行政への参画と協働を推進する施策（13 施策）

事業名(担当部)	事業概要(詳細は資料編を参照してください。)	資料編ページ
県民と情報を共有する		
食品品質表示の啓発及び指導 (農林水産部)	JAS法に係る食品品質表示の適正化のため、表示指導員の設置、講習会の開催などを通じて、製造業者、販売業者等に対する適正化指導を行うとともに、制度の普及・啓発を図っています。	82
県民と知恵を出し合う		
県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の充実 (県民政策部)	「県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)要綱」に基づき、県の計画案等を公表し、広く県民の意見等を求める、県民意見提出手続の効果的な運用を図っています。	84
附属機関等の委員の公募に関する指針の運用 (県民政策部)	「附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき、県の政策の形成に関して調査審議するすべての附属機関等の委員改選時に、公募による委員の積極的な導入を図っています。	88
「尼崎21世紀の森」の推進 (阪神南県民局)	緑の回復と水環境の改善による環境共生型のまちづくりをめざし、市民、企業、学識者等で構成する「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立し、新たな環境創造と都市再生を図っています。	91
県民と力を合わせる		
地域ぐるみ安全対策事業 (県民政策部)	まちづくり防犯グループの結成促進・活動支援などを通じて、地域住民を中心とする自主的な防犯活動の活性化を図り、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。	95
のじぎく兵庫国体募金(愛称:はばタン募金)の実施 (企画管理部)	「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」を、県民一人ひとりがスポンサーとなって支えるため、募金箱募金、個人募金、イベント募金、職場・職域募金、法人・団体募金を行っています。	98

(のじぎく兵庫国体)開・閉会式ボランティアの募集・研修の実施(新)(企画管理部)	「県民一人ひとりが創る国体」をめざすとともに、県民の参画と協働による開・閉会式の円滑な運営を図るため、ボランティア(のじぎくパートナー)の募集・研修を実施しています。	100
ユニバーサル社会づくりの推進(新)(健康生活部)	県民だれもが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現をめざし、県民、団体、企業等と協働して「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を設置し、実践活動の定着を推進しています。	103
自然活用型野外CSR事業(県立ふるさとの森公園)の推進(産業労働部)	自然活用型野外CSR事業として、参画と協働のもと、地元住民と都市住民や世代間交流の場、親子・家族のふれあいの場を提供する、ふるさとの森公園を整備し、里山保全活動を支援しています。	106
第29回全国育樹祭の開催(新)～県民総参加の森づくり～(農林水産部)	「萌える緑にひろがる未来」を大会テーマに、「県民総参加の森づくり」等を開催方針として、関係団体の参画を得た実行委員会の設置、会場整備等へのボランティアの協働を得て開催しました。	111
県民等とのパートナーシップによる維持管理(ひょうごアドプト)(県土整備部)	県が管理する道路・河川・海岸等の一定区間ごとに、美化清掃活動に取り組む団体(住民や企業)を募集、合意書を締結し、新たなコミュニティの形成をめざす活動を支援しています。	115
西播磨「水と緑の郷づくり」構想の推進(西播磨県民局)	西播磨「水と緑の郷づくり」構想に基づき、推進会議の設置、「食の達人の認定」などを通じて、地産地消を展開し、地域とかがわりのある生活、誇りの持てるふるさと景観づくりを進めています。	118
歴史とふれあうまち～丹波の再生～(新)(丹波県民局)	城下町柏原での住民参画の委員会の設置や、地域への入り口となるIC周辺の景観意識調査を実施するなど、住民等の意向を踏まえながら、歴史的なまちなみを生かしたにぎわいのある地域づくりの支援を行っています。	121

(新):平成 17年度新規施策

< 参考：参画と協働による活動の事例 >

県内各地で、県民の皆さんが多彩な地域づくり活動に取り組んでおられます。

これらには、県民の皆さんの主体的な発意や創意工夫により展開されているものや、県施策の展開の中から生まれ広がっていったものなどさまざまなものがあります。

ここでは、平成 17 年度に活動がはじまった事例や話題となった事例などについて、その一例を紹介します。

活動分野	活 動 例
地域安全まちづくり活動	・地域住民による安全で安心なまちづくり（上高丸まちづくり防犯グループ）
男女共同参画	・地元起業女性に学ぶセミナー「私のチャレンジ」の開催（和ネット丹波）
消費者保護	・安全と安心のまちづくりシンポジウムの開催 ～悪徳商法追放キャンペーン～（淡路消費者団体連絡協議会）
芸術文化・スポーツの振興	・市民に開かれた身近なミュージアム（芦屋ミュージアム市民ネット〈あしみゆ〜〉） ・スポーツを通じたコミュニティづくり（NPO法人スポーツクラブ 21 はりま）
子育て支援、教育	・地域の連携による子どもの見守り活動（明石市子育て支援ネットワーク） ・つなごう校内LAN つなごう人の輪 ～ネットデイ～（相生市立双葉小学校）
健康づくり	・こころ・からだ・食の健康づくり（豊岡市いずみ会）
環境の保全	・地域に親しまれる都市河川「別府川」の再生（別府川をすばらしい川にする会） ・シンポジウム“語ろうかい「里山よ。元気を出してくれ」”の開催（NPO法人 ひょうご森の倶楽部）
国際交流	・医療通訳の実施（多言語センターFACIL）
地産地消	・都市部に「野菜直買の場」を開設（NPO法人 ひょうご農業クラブ）
まちづくり	・古民家再生による街並み景観の保全（NPO法人たんばぐみ） ・住民主体の街並み保全（武庫之荘4丁目地区まちづくり協議会）
公共施設の維持管理	・主要地方道三田篠山線の環境美化（小野道の樹広場同好会、有馬富士ワスレナグサ） ・港湾緑地（潮芦屋緑地・ビーチ）の美化活動（大和ハウス工業株式会社）

1 地域安全まちづくり活動

地域住民による安全で安心なまちづくり（上高丸まちづくり防犯グループ）

昭和 60 年代に、住宅街での暴走行為や公園でのシンナー吸入など、少年非行が多発したことから、自治会を中心に P T A や婦人会、防犯協会支部、青少年育成協議会などが団結して活動を開始しました。

活動は、月 2 回、約 40 人が参加しての夜間パトロールや朝の通学路における子どもの見守り活動、違法駐車排除のための昼間帯におけるパトロール、「安全・安心宅急便」と名付けた高齢者宅への訪問活動などを実施しています。

また、平成 17 年 9 月から、ワンワンパトロール隊を結成し、犬の散歩時に防犯に配慮した気配り、目配りを心がけています。

こうした活動により、地域の住民からは、「子どもの非行もなくなった。空き巣やひったくりもほとんどなく、安心して生活ができる。」との声が寄せられています。

（P11、資料編 P95:「地域ぐるみ安全対策事業」参照）



2 男女共同参画

地元起業女性に学ぶセミナー「私のチャレンジ」の開催（和ネット丹波）

和ネット丹波は、平成 14 年 4 月に施行された県の男女共同参画社会づくり条例に基づき設置された男女共同参画推進員で構成するグループで、地域の中に男女共同参画の理念が定着するよう、講演会やワークショップ、朗読劇など、様々な方法による普及・啓発に取り組んでいます。

平成 17 年度は、篠山市の四季の森生涯学習センターで、女性若年層向け地域セミナー「私のチャレンジ」を開催しました。

セミナーには、篠山鳳鳴高校のインターアクト部員らも参加し、丹波地域で起業した女性の発表の後、「自分らしい生き方」について意見交換を行いました。参加者からは、「仕事を始めた思いや苦労」に関する質問や、「働くことの意味」に関する意見など、活発な発言がありました。

（資料編 P217:「男女共同参画推進員の設置」参照）



3 消費者保護

安全と安心のまちづくりシンポジウムの開催 ～悪徳商法追放キャンペーン～ (淡路消費者団体連絡協議会)

高齢者を狙った詐欺まがいの悪徳商法による被害が増加傾向にあることから、淡路消費者団体連絡協議会では、啓発グッズの配布やフォーラムの開催など、悪徳商法による被害を未然に防止するための啓発活動に取り組んでいます。

平成17年度は、悪徳商法に対する消費者意識の高揚を図るとともに、住民と行政、各種団体が連携し、地域の見守り体制を構築することの必要性について考えるため、「淡路から悪徳商法を追放しよう」をテーマに、洲本市文化体育館でシンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、地域の消費者相談の窓口として活動している「くらしのクリエイター」らが、実際の体験談や相談事例を交えながら、悪徳商法の実態や解決方法を発表するパネルディスカッションや、悪徳商法の手口を分かりやすく解説するコントなどを行いました。

開催後、住民からは「シンポジウムに参加して消費者相談窓口がわかったので相談したい。」といった問い合わせが寄せられるなど、シンポジウム開催による啓発効果が表れています。

(資料編 P196:「地域のくらし安全強化対策事業」、
同 P216:「くらしのクリエイター活動支援事業」参照)



4 芸術文化・スポーツの振興

市民に開かれた身近なミュージアム (芦屋ミュージアム市民ネット〈あしみゅ〜〉)

芦屋ミュージアム市民ネット (あしみゅ〜) は、市民の貴重な財産である芦屋市立美術博物館を次世代に残し、多くの市民に親しんでもらえるミュージアムにしようと、ボランティアグループや市民有志が集まり、平成17年に発足した市民団体です。

主な活動としては、美術博物館が市民にとって身近なものとなるように、講座やコンサートなど、展示に関連したイベントを月2回程度開催しています。各イベントの情報は、必ず市の広報誌に掲載されるようにしています。また、イベントのちらしやポスターを作成し、スタッフが分担して市内の広報掲示板に張ったり、各施設の窓口に備え置くとともに、市内の各サークル (絵画やコーラス、写真など) の活動日に出向いてPRするなど、積極的な広報活動に取り組んでいます。

こうした活動により、人の輪が広がり、人が人を呼び、これまで美術博物館に足を運んだことのない市民を呼び込むことができました。

今後は、美術博物館で活動する意思のある他のグループとのネットワークづくりを進め、現在の活動をさらに広げていきたいと考えています。



スポーツを通じたコミュニティづくり（NPO法人スポーツクラブ21 はりま）

NPO法人スポーツクラブ21 はりまは、5つの小学校区がある播磨町を対象地域とし、会員数約5千人と県内で最大級のクラブで、町総合体育館などを拠点に、初心者向けスポーツ教室や各種スポーツイベントなど、地域に密着した活動を展開しています。

播磨町では、活発なスポーツクラブの活動を反映して、毎年5月に開催される住民参加型スポーツイベント「チャレンジデー※」に、7割を超える町民（平成17年度の実施状況：人口34,358人、参加者24,279人、参加率70.7%）が参加しており、地域や世代を超えた交流の機会となっています。また、このイベントの運営には、同クラブのメンバーを中心とするボランティアスタッフが、当たっています。

今後もこうしたイベントやスポーツを通じて、住民の健康づくりやコミュニティづくり、健やかな人づくりに取り組んでいきます。

※チャレンジデー：人口規模がほぼ同じ自治体同士でスポーツや運動をした「住民の参加率」を競う国際イベントのこと。健康への関心を高め、日常生活でスポーツに親しむことを目的に1983年にカナダで始まり、日本では1993年から開催されています。



（資料編P149:「スポーツクラブ21 ひょうごの推進」参照）

5 子育て支援、教育

地域の連携による子どもの見守り活動（明石市子育て支援ネットワーク）

明石市子育て支援ネットワークは、長年“明るい安心安全な地域づくり”に取り組んできた明石地区更生保護女性会を中心に、平成17年10月に市内28小学校区40名の推進員で立ち上げました。

平成13年に全国子育て支援活動のモデル地区に選定された経験も生かし、地域の諸団体と連携をとりながら、自立する子どもたちから目を離さず見守りをしようと活動しています。学校と連携し、安全な通学路の地図を作成したり、腕章をつけ、地域の人たちとふれあいながらパトロールをしています。

今後も、これらの活動を地域の人たちと大きく輪を広げて行っていきたいと考えています。

（P8、資料編P19:「子育て応援ネット」参照）

つなごう校内LAN つなごう人の輪 ～ネットデイ～（相生市立双葉小学校）

相生市の双葉小学校では、子どもたちがインターネットで学べるように、児童や保護者、ボランティアが力を合わせ、校内すべての教室からインターネットに接続できるよう環境を整備する「ネットデイ※」を平成18年2月5日に開催しました。

開催に当たり、同校ではPTA会員ら約90人で実行委員会を組織し、平成17年11月から準備を進めました。

当日は、全校児童と学校職員、保護者、地域住民、市内外のボランティアら合わせて1,147人が参加し、知恵や力を出しあいながら、校内LANや校区内の危険個所を示す「安心安全デジタルマップ」を完成させました。

今後、ネットデイによってつながったケーブルと人のネットワークで、情報教育など、これからの学校教育を一層進めていきます。

※ ネットデイ：生徒一人一人がインターネットを利用したり、情報を共有できる環境を提供することを目的として、地域住民やボランティアが学校の情報ネットワーク（校内LAN）の構築を手伝うイベントのこと。

イベントの準備などの協働作業を通じて、学校と地域住民とが交流を深めることができます。



6 健康づくり

こころ・からだ・食の健康づくり（豊岡市いずみ会）

豊岡市いずみ会では、地域住民の健康づくりと生活習慣病予防のための食生活の改善を目指し、会員や地域住民に向けて、正しい健康情報を発信するとともに、幅広い年代層の多くの団体と調理実習を中心とした講習会を実施しています。

平成17年度は、豊岡市いずみ会全体として、会員研修会（講演会、調理実習）を4回開催し、健康情報誌「いずみ」を5回発行しました。また、各支部においては、地域の公民館などで、料理講習や親子の食育教室を開催し、老若男女を問わず、多くの住民に健康と食生活の大切さを理解してもらっています。こうした講習会などは、参加した地域住民の交流を深める場にもなっています。

今後も、身近な場所で講習会等を開催するなど、食生活の改善による地域住民の健康づくりに向けた活動に取り組んでいきます。



7 環境の保全

地域に親しまれる都市河川「別府川」の再生 (別府川をすばらしい川にする会)

別府川は、加古川市内の中心部を流れる典型的な都市河川です。昭和 30 年代の台風による高潮被害をきっかけに、コンクリートによる防潮堤や護岸改修が進み、農地を流れるのどかな風景は失われ、人が近づきにくい川となっています。

別府川をすばらしい川にする会は、そうした川を、もう一度、地域の人たちが親しみ、憩い、交流できる場として再生するため、平成 17 年 6 月に発足し、親子観察会などの環境学習や河川清掃に取り組んでいます。

平成 18 年 2 月には、当会と、東・北播の流域各地で炭を使った水質浄化に取り組む「リバークリーン・エコ炭銀行」の主催で、「別府川再生フォーラム」を開催しました。

フォーラムには、加古川流域の住民や環境保全グループら約 110 人が参加し、別府川を見学した後、地域資源としての別府川を生かしたまちづくりについて、意見交換しました。

今後も、水辺で親しめる別府川の再生をめざし、地域みんなによる川づくりを進めていきます。

(資料編 P193:「別府川再生プランの推進」参照)



シンポジウム「語ろうかい「里山よ。元気を出してくれ」の開催 (NPO法人 ひょうご森の倶楽部)

NPO法人ひょうご森の倶楽部は、地球規模で進行する自然環境の悪化に対して、その荒廃を食い止め、種の存続につながる生物の多様性を維持し、良好な自然環境を保全するために、「安全で楽しい森林ボランティア活動」を目指して、森林整備に関する事業を行っています。

主な活動としては、活動リーダーを中心に、県下各地での人工林の除間伐、枝打ち、里山林の柴刈りなどの森林保全活動のほか、多くの県民に森について関心をもってもらうために、キノコ狩りや植物観察など、森とふれあい、森と親しむ活動にも取り組んでいます。

平成 17 年度は、里山林の大切さや保全の必要性について啓発するため、“里山に元気を”をテーマに、川西市のアステホールにおいて、講演、パネルディスカッション、パネル展示等によるシンポジウムを開催し、多数の県民の参加を得ました。



8 国際交流

医療通訳の実施（多言語センターFACIL）

阪神・淡路大震災時に、それまで放置されていた未解決の問題が一気に外国人住民にふりかかり、約8万人の外国人被災者に対して、多言語による情報提供や相談などのボランティア活動を行ったのが活動のきっかけです。その後、国籍や言葉、文化、習慣などの違いを認めあい互いに尊重しあい、外国人が地域住民としてコミュニティに参画できるような「多文化・多民族共生社会」の実現を目指し、平成8年6月に、多言語通訳、翻訳、企画を行う「多言語センターFACIL」が設立されました。

FACILでは、外国人の雇用の創出によるコミュニティ自立支援のため、平成11年より地域の多言語環境の促進などのために翻訳・通訳事業でコミュニティビジネスを展開しており、26言語対応で300人近い翻訳・通訳登録者と依頼者のコーディネートを行ってきました。

平成17年度は、こうした既存の活動を発展させ、県・県国際交流協会の協力のもと、外国人県民が、医療機関で安心して受診ができるよう、有料の医療通訳（英語、韓国語など9言語対応、約80人が医療通訳として登録）を神戸市内の協力病院に派遣するモデル事業を行いました。

（資料編P136:「外国人県民安全・安心ネットの推進」参照）

9 地産地消

都市部に「野菜直買の場※」を開設（NPO法人 ひょうご農業クラブ）

農業自営者、農業志願者、消費者などのネットワークを形成し、農村と都市の人的・文化的な交流を促進するとともに、安全、安心な農産物づくりや食を通じた福祉コミュニティづくりを推進するため、平成13年1月に「NPO法人 ひょうご農業クラブ」を設立し、有機無農薬の野菜づくりと、その野菜を扱うレストランや販売所の運営に取り組んでいます。

これまで、農産物の直売所の多くは、産地近くの道路沿いにあり、車を使えないお年寄りなどは利用できませんでした。そこで、便利な街中で生産者と消費者をつなぐ場を作りたいと考え、平成17年7月に「地産直買の場・よりあい野菜クラブ」を神戸市東灘区の六甲アイランドに開設しました。播磨・但馬地域を中心に生産者約20人と連携して、常時約40～50品目を販売しています。店内には生産者の名前や農業にかける思いを掲示し、生産者と消費者の顔の見える関係を目指しています。また、生産者を定期的に招き、食に関する知恵や情報が集まる場づくりに取り組んでいます。

※直買：同クラブの造語で、必要なのは消費者主体の「買い場」であるという考え方から、「直売所」ではなく「直買」の場と呼んでいます。



古民家再生による街並み景観の保全（NPO法人たんばぐみ）

古民家での暮らしが注目される中、NPO法人たんばぐみでは、文化財の調査・活用を助言するヘリテージマネージャー参加のもと、ボランティアの協力を得ながら、古民家を改修し、新しい住宅や店舗に再生する全国でも珍しい事業に取り組んでいます。定年世代を中心に、田舎ぐらしに関心を持つ層は増えていますが、移住にあたっては高い改築費用がネックとなっています。そこで、この事業では、コストを抑えて移住を促進する一方で、古民家を再生し、丹波地域の伝統的な街並み景観の保全を目指しています。

平成17年11月に開催した「古民家再生ボランティア」の第1回講習会には、神戸・阪神間から35名が参加し、町屋の耐震診断を行いました。以降、月に2回のペースで作業を行っています。プロの指導のもと、瓦の土葺や町屋の修理の実習を行っています。

今後は、出資者を募集して古民家を購入し、ボランティアの改修によって再生した古民家を売却して、出資者に配当する仕組みづくりを進めていきます。

（資料編 P142:「歴史文化遺産活用活性化事業の実施」参照）



住民主体の街並み保全（武庫之荘4丁目地区まちづくり協議会）

武庫之荘4丁目地区は、阪急電鉄神戸線の武庫之荘駅北部に位置し、昭和12年に阪急電鉄により、郊外住宅地として開発された、戸建て住宅中心の閑静な住宅地です。

阪神・淡路大震災で住宅の多くが全半壊した結果、復興の過程で敷地の細分化や空き地化などが進み、地区の良好な景観要素であった緑が減少し、小規模賃貸住宅や青空駐車場などが増加しました。

こうした地区の土地利用・景観の悪化を食い止めるため、平成15年に「武庫之荘4丁目まちづくり協議会」が設立されました。協議会では、地区住民等を対象に、数次にわたるアンケートを実施し、提出された意見などを踏まえ、建築物の高さや壁面後退などを定めた地区計画案を市長に提案しました。一方、気品ある居住環境づくりのための取り決めをつくるなど、住民主体の街並み保全活動に取り組みました。結果、地区計画については、平成17年12月に都市計画決定。平成18年3月には地区計画に具体的な効力を持たせる建築条例が公布されました。

（資料編 P155:「まちづくり支援事業」参照）



主要地方道三田篠山線の環境美化（小野道の樹広場同好会、有馬富士ワスレナグサ）

三田市の住民団体「小野道の樹広場同好会」と「有馬富士ワスレナグサ」は、平成 18 年 3 月に兵庫県と合意書を締結し（ひょうごアドプト※）、三田篠山線沿いの緑化や清掃活動に取り組んでいます。

小野道の樹広場同好会は、県が同線沿いに整備した「道の樹広場」の周囲に植えられたサルスベリやカンツバキなど約 1,000 本の枝切りや雑草の処理、ドライバーの休憩スペースの清掃などに取り組んでいます。

今後、同広場が、立ち寄る人たちの憩いの場となるよう環境美化に努めていきます。



有馬富士ワスレナグサは、同線沿いの約 60m にあたる花壇の世話を中心に、マンサクやワスレナグサなどの季節の花を植え、毎月 1 回、楽しく手入れをしています。

今後、この活動の参加者が増えることを期待し、花壇をいつまでも美しく保つよう頑張ります。

※ひょうごアドプト：兵庫県管理の道路、河川、海岸などの公共物の一定区間と美化清掃などを行うボランティア団体（住民や企業）とを「養子縁組（アドプト）」し、快適な生活環境の創出に取り組む制度です。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は、団体名などを表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給などの支援を行っています。

（P11、資料編 P115：「県民等とのパートナーシップによる維持管理（ひょうごアドプト）」参照）

港湾緑地（潮芦屋緑地・ビーチ）の美化活動（大和ハウス工業株式会社）

大和ハウスでは、「当社を育ててくれた地域社会に少しでも貢献していきたい」「神戸・阪神支店の全社員で美化活動を」と考えています。発端は、平成 16 年の台風 23 号でした。被災地豊岡市でのボランティア活動に社員が参加し、この活動を今後も継続させようとの提案が社員から寄せられたのです。

活動場所の芦屋市にある潮芦屋緑地・ビーチは、人工海浜を含む緑地で住民の憩いの場になっています。

平成 17 年 12 月に合意書を締結した活動地域の面積は 12,400 m²、ひょうごアドプトでは一番の広さです。市民の皆さんに気持ちよく利用していただけるように、これからも頑張ります。



（P11、資料編 P115：「県民等とのパートナーシップによる維持管理（ひょうごアドプト）」参照）

平成 17 年度
参画と協働関連施策の年次報告

平成 18 年 10 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話：078-362-4015
メールアドレス：ks_sankaku@pref.hyogo.jp

